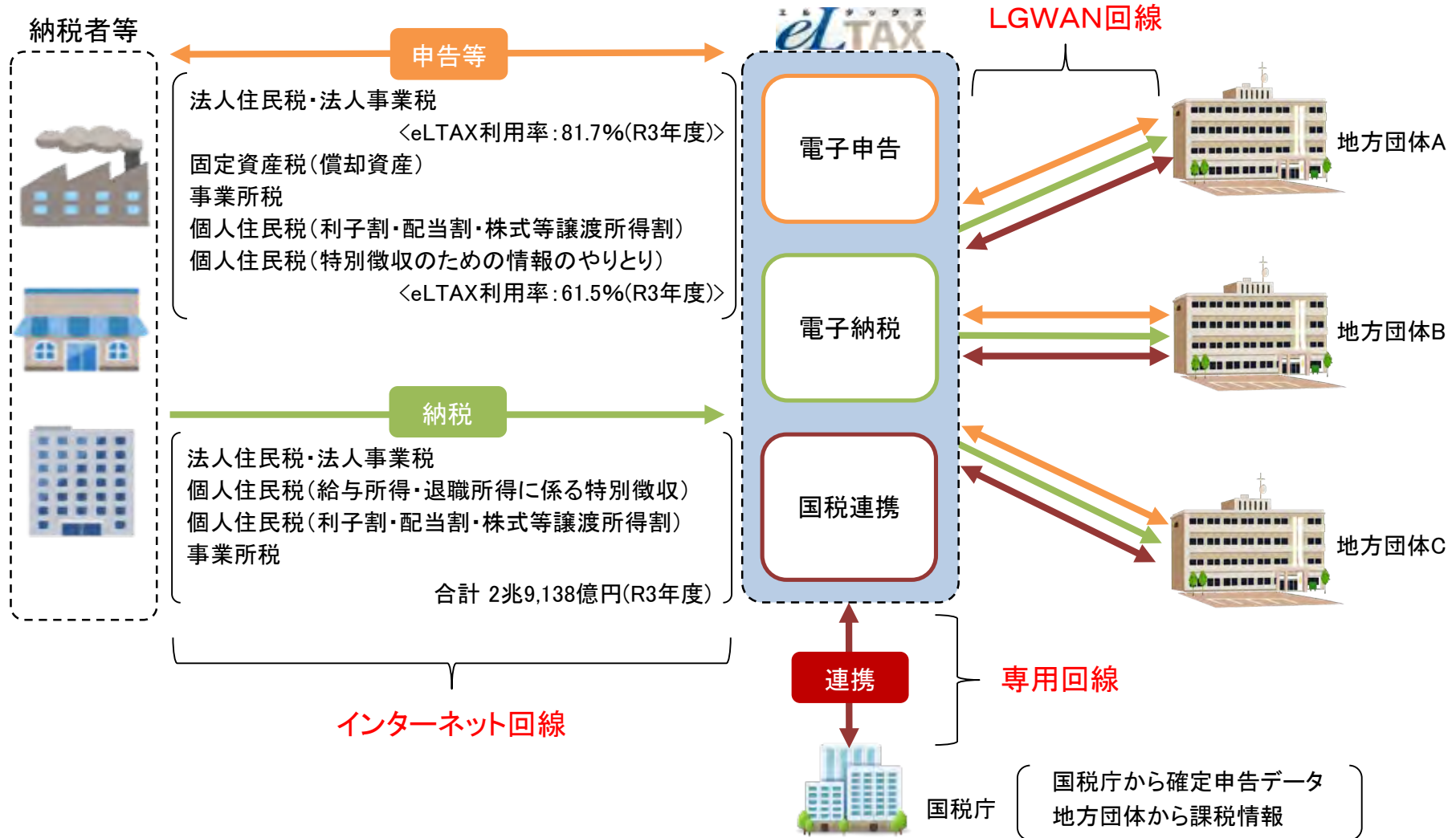


地方公共団体の公金収納に係る eLTAXの活用について

総務省自治行政局行政課

eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。

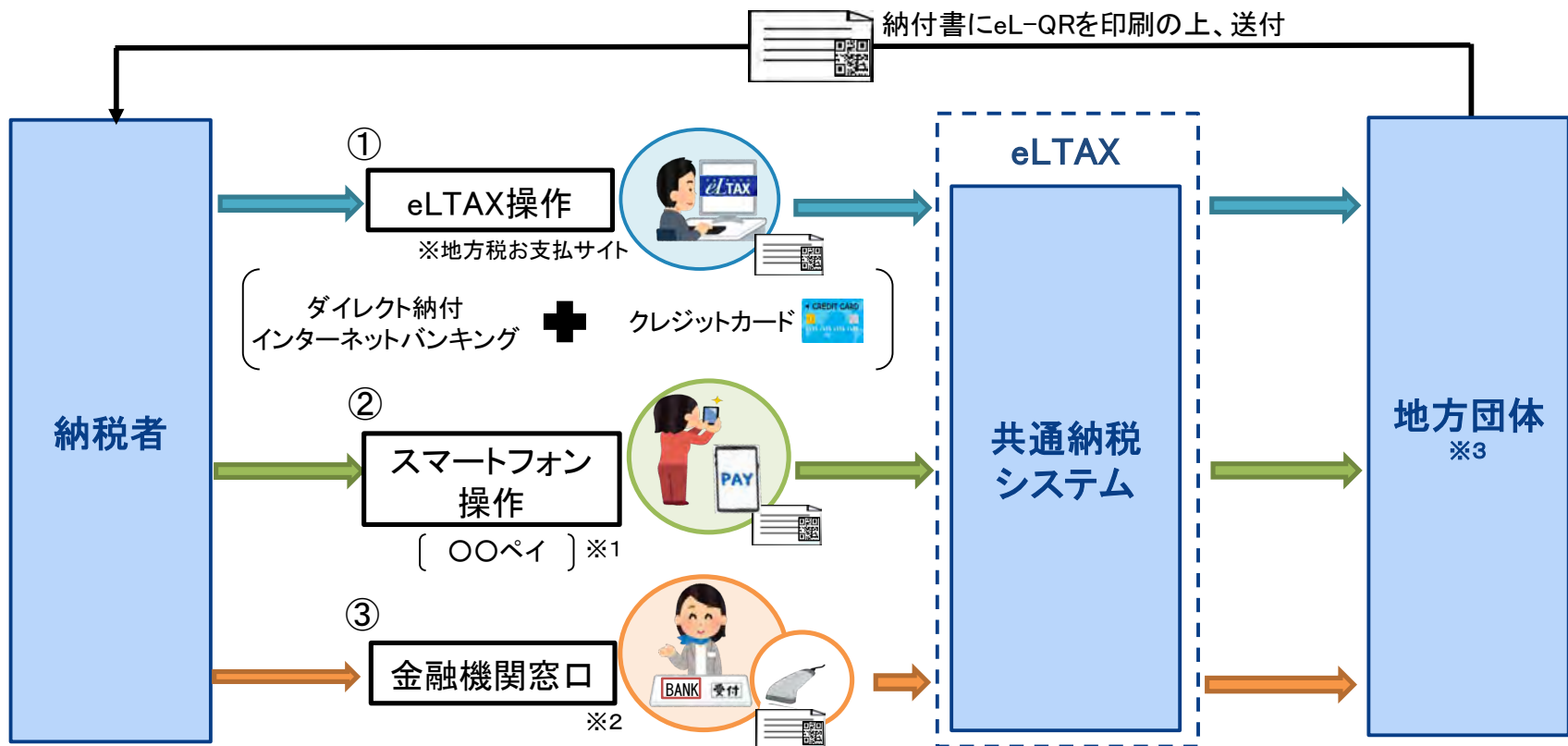


地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、地方税の納付について「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入し、
 - ① eLTAX操作による電子納付
 - ② スマートフォン操作による電子納付
 - ③ 金融機関窓口における納付受付後の事務処理への活用を開始。

※対象税目：固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割(他の税目についても、可能な限り活用)

- また、納付手段についても、従来の金融機関経由のダイレクト納付(口座引き落とし)やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。



※1：利用可能なスマートフォン決済アプリ：R5.6月末までに、20以上のアプリが順次対応予定

※2：eL-QR対応可能金融機関：都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行(R5.5～)・信用金庫・労働金庫等372機関

※3：eL-QR活用地方団体：1,777団体(47都道府県、1,730市区町村)

地方税における eL-QR導入のメリットについて

○ 地方税における地方税統一QRコード(eL-QR)導入の主なメリットは以下のとおり。

従来

納税者

- 地方団体によって利用可能な納付手段が異なっており、納付先の地方団体ごとに対応を変えることが必要。
- 合計税額をまとめて複数団体に納付できる税目が、法人二税等一部の税目に限られており、固定資産税や自動車税種別割のような賦課税目では対応できない。

金融機関

- 指定金融機関契約等のある地方団体の納付書であるかどうかを窓口で確認したうえで、納付書の受付の可否を判断することが必要。
- 窓口収納後、紙の領収済通知書を地方団体ごとに仕分けて送付するなどの事務が繁雑。

地方団体

- 指定金融機関等から回付される紙の領収済通知書と口座への入金情報を突合・確認した上で、消込作業が必要。
- 電子収納を実現するためには、各金融機関・決済事業者と個別に契約等を行うことが必要。

eL-QR
導入

eL-QR導入後 (R5.4以降)

納税者

- 全国どの地方団体の納付書であっても、eL-QRを用いて、同一の納付手段により納付することが可能。
- 固定資産税等の賦課税目についても、eLTAXに新設した「地方税お支払サイト」からワンストップで複数団体・複数税目のまとめ納付が可能。

金融機関

- 全国どの地方団体の納付書であっても、窓口で受け付けることが可能。
- eL-QRを用いて納付・入金情報がeLTAX経由で地方団体に電子的に送付されるため、紙の領収済通知書の仕分け・送付作業が不要。

地方団体

- 納付情報・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため、消込作業の効率が向上。
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能。

地方公共団体の公金収納に係るeLTAXの活用について

検討の背景

- **地方公共団体の公金収納については、現行においても、各地方公共団体の判断により、指定納付受託者制度（地方自治法 §231の2の2）を活用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等を利用した決済方法を導入することができる。**
- 他方、**地方税については、これらに加えて全国共通の仕組みとして納付書に付された地方税統一QRコードを読み取ることで、eLTAXを活用した収納が可能。**
(例えば、事業者が全国に保有する土地等に係る固定資産税について、当該土地等の所在市町村の個別の納付方法に限らず、全国共通の地方税統一QRコードを利用して統一の方法により納付することが可能。)
- **地方税以外の公金についても、地方公共団体における公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性向上の観点から、上記の仕組みを活用した収納を可能とすべきとの声[※]がある。** ※ 全国銀行協会、日本経済団体連合会 等

取組状況

- **デジタル庁及び総務省が立ち上げた各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議において、eLTAXを活用した公金収納を可能とするための取組方針を令和5年3月に決定。**

【方針の概要】

遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、地方公共団体等の意見を聞きながら、以下の取組を進める。

- ① 地方公共団体が、その判断により公金収納を地方税共同機構に行わせることを可能とするため、**関係法令を改正。**
- ② **公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みによりeLTAXを活用できるようにすることを検討。**
- ③ 地方公共団体による公金納付への**eLTAXの活用を促進するために必要な取組を行う。**
- ④ その他、地方税共同機構における**eLTAXのシステム改修や公金収納を行うための体制整備等、関係府省庁・関係機関等とともに連携・協力を図って公金収納の実現に向けた検討。**

eLTAXの活用に向けたスケジュールのイメージ（案）

年度	法令改正	eLTAX・各地方公共団体の公金システムの改修等
令和4年度	<p>関係府省庁連絡会議の立ち上げ（令和4年12月）</p> <p>eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた検討の方向性に係る方針の決定（令和5年3月）</p> <p>※令和5年度以降、本方針に対する地方公共団体の意見を聞いた上で、具体的実施方針を決定する。</p>	
令和5年度	<p>法令改正の検討 地方公共団体・関係府省庁との調整</p> <p>↓</p> <p>実施方針の決定</p> <p>↓</p> <p>税制プロセス・税制改正大綱 ※令和5年度税制改正大綱で検討方針記載済み</p> <p>↓</p> <p>法改正（令和6年通常国会） ※地制調答申（年末）関係と合わせての法改正を想定</p> <p>↓</p> <p>政省令改正</p>	<p>システム改修等の検討 （対象となる公金、実現方法等）</p> <p>（</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MPN推進協議会等との調整（各公金付番コードの設定等） ・金融機関との調整（eLTAX収納対応） ・J-LISとの調整（LGWAN回線の増強等） ・eLTAX改修の検討（納付情報の連携、基盤増強等） ・機構との調整（組織体制整備、規約整備、経費負担等） <p>）</p> <p>↓</p> <p>仕様調整</p> <p>↓</p> <p>令和7年度予算計上</p>
令和6年度		
令和7年度	<p>↓</p> <p>標準化移行期限が令和7年度末までとされていることに留意しつつ、eLTAXの次期更改に合わせて改修・運用開始</p> <p>※ e-TAX（国税）の更改と合わせて実施（e-TAX（国税）との間で新たな課税連携機能を構築することから、e-TAX（国税）と同時に更改することが必須）</p>	<p>システム改修 ※地方税共同機構によるeLTAX改修 各地方公共団体のシステム改修</p> <p>↓</p> <p>運用開始（令和8年9月）</p>
令和8年度	<p>改正法令施行（令和8年9月）</p> <p>※ 全国的に共通の取扱いとする必要がある公金については、eLTAXを活用した収納を地方公共団体に求めることとするが、全ての地方公共団体において公金システムの一定の改修を行う必要があることを踏まえ、当該取組の開始時期は別途検討する。</p>	

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会【概要】

検討会の趣旨・目的等

- 「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」（令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）では、遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指すこととされている。
- これを踏まえ、令和5年度上期に実施方針を決定し、eLTAXを活用した公金収納の範囲を決定することとなるが、地方公共団体を含む関係者の意見を踏まえて取組を進める必要があることから、本検討会を開催するもの。
- 本検討会では、eLTAXを活用した収納を行う公金の範囲等について検討を行う。

スケジュール（案）

日程	議題
	地方公共団体に公金収納の現状（件数・納付書の有無等）についてサンプル調査を依頼
第1回 （6月8日）	<ul style="list-style-type: none">○ 検討状況・検討会の進め方について○ eLTAXを活用した公金収納に係る民間事業者・金融機関のニーズ等について<ul style="list-style-type: none">・ 日本経済団体連合会からのヒアリング・ 全国銀行協会からのヒアリング・ ゆうちょ銀行からのヒアリング・ 日本マルチペイメントネットワーク運営機構からのヒアリング○ 意見交換
第2回 （6月29日）	<ul style="list-style-type: none">○ 地方公共団体のサンプル調査結果について○ 第1回検討会・サンプル調査結果を踏まえた論点整理○ eLTAXを活用した公金収納に係る論点等について<ul style="list-style-type: none">・ 地方税共同機構からのヒアリング○ 意見交換
第3回 （7月～8月頃）	<ul style="list-style-type: none">○ 基本的な方向性の取りまとめ

対象公金の範囲の決定に加えて、以下の観点で整理が必要

A公金：地方公共団体が「全国的に共通の仕組み」によりeLTAXを活用するもの

B公金：A公金以外で地方公共団体が任意にeLTAXを活用可能とするもの

參考資料

【参考】関係する計画等

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

II 1. (8) ・行政手続デジタル化の基盤整備

b デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、（略）eLTAX経由の収納の対象税目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体（略）等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係府省は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。

規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）（抄）

5. ウ 地方公共団体への税・公金納付のデジタル化

a デジタル庁及び総務省は、各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議を令和4年中に立ち上げ、公金収納に係る「地方公共団体共通の仕組みの構築」として、eLTAXの活用を含めた検討を行い、必要な立法措置及びその施行に係るスケジュールも含めた方針を令和4年度末までに決定する。当該決定した方針に基づき、各関係府省庁とも連携し、必要な法令改正等の所要の措置を講ずる。（略）公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、公金納付者がいずれの地方公共団体に対しても「地方公共団体共通の仕組み」によりオンラインで納付することができるよう、地方公共団体における当該仕組みの活用を促すことについて関係府省庁と協力して検討し、結論を得る。

令和5年度税制改正大綱（令和4年12月16日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 5. (3) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

令和5年4月から地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることを踏まえ、地方税以外の地方公金に係るeLTAX経由での納付について必要な検討を進める。

